

2015 年度(平成 27 年度)

事 業 計 画

(自) 2015 年 4 月 1 日

(至) 2016 年 3 月 31 日

事業計画目次

I. はじめに・基本方針	1 P
II. ボランティア・市民活動推進事業	
重点目標	3 P
1. ボランティアセンター事業	4 P
2. ボランティアビューロー事業	9 P
3. せたがやチャイルドライン事業	13 P
III. 福祉事業	
重点目標	16 P
1. ケアセンターふらっと (障害者総合支援法 生活介護事業・自立機能訓練事業 ・高次脳機能障害者支援促進事業・特定相談支援事業)	18 P
2. ケアセンターwith (介護保険 通所介護事業)	22 P
3. ケアステーション連 (①介護保険 訪問介護事業、②障害者総合支援法 居宅介護事業・重度訪問介護事業・移動支援事業、 ③自由契約による事業)	25 P
4. ケア相談センター結 (介護保険 居宅介護支援事業)	27 P
5. 世田谷地域障害者相談支援センター事業 (障害者総合支援法 地域生活支援事業)	28 P
IV. 組織推進	
重点目標	30 P
組織運営・事務局運営・財政運営	

2015年度 事業計画

はじめに

協会は、区民がボランティア活動に参加する場を増やしていくために、NPOを始めとした地域で活動する諸団体やグループとのネットワークを広げてきた。

2014年8月に施行された「社会保障制度改革推進法」に基づき、受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度等の改革が示された。世田谷区では、2014年3月に「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」を策定し、今後10年間で取り組むべきものについての基本的な考え方を示している。

このような動向を踏まえ、協会では、社会福祉法人としての地域貢献、地域包括ケアへの取り組み、災害ボランティアの確保・養成、介護保険制度改定への対応等の課題への対応に向けた取り組みが不可欠となっている。

2015年度は、これまでの成果の上に立って、新たな中期計画の策定に着手し、共助社会づくりに向けたボランティアコミュニティの創造に努めていく。

I. 基本方針

1. 新たな地域の福祉ニーズに向けた「おたがいさま bank」の普及拡大

介護保険制度の改定に伴い、世田谷区では、2016年7月から区内27地区において、地域包括ケアをスタートさせる予定である。モデル地区である砧地区に続き、2015年度は、池尻、松原、用賀、上北沢の地区が先行してスタートするが、人材ネットワークづくりが重要な課題となっている。

この新たな取り組みに対し、協会がこれまでに築いてきた人材のネットワークを積極的に提供していく必要があり、「おたがいさま bank」の普及拡大を図る積極的な方策が求められる。その具体的な方策としては、災害ボランティアコーディネーターの養成講座を始めとした協会の各種講座の受講者や、ボランティアセンター・ビューロー等の協会拠点を利用しているグループ等へ呼びかけるとともに、地域におけるボランティアの養成等の人材育成を進めていく。

2. 災害ボランティア活動の拠点整備と、地域と連携した活動体制の確立

2013年6月に「災害対策基本法」が改正され、行政とボランティアの連携が義務付けられた。「世田谷区地域防災計画」に定める「ボランティアマッチングセンター」（以下、マッチングセンターという。）の場所の確保に向けた協議を進めてきた結果、玉川地域の日本体育大学と世田谷区、協会との間で三者協定が締結された。今後は、他の地域の大学との協定実現の協議を進め、マッチング拠点の場の確保に向けた働きかけを推進していく。

また、区内各地区の防災活動の中核となる方々との意見交換会を開催し、地域の理解と協力を進めていく中で、マッチングコーディネーターの養成講座を実施していくとともに、災害時に重要な役割を果たせる専門ボランティアの登録を呼びかけ、災害の発生に備えた取り組みも推進していく。

さらに、「避難所における困りごと事例と解決のためのヒント集」を増刷し、地区の防災活

動への支援につなげていく。また、東日本大震災の被災地への支援活動としては、川内村への支援の継続等、被災地のニーズの変化に柔軟に対応した活動の機会を提供する。

3. 介護保険制度の改定に伴う体制づくり

4人に1人が75歳以上という超高齢化社会を迎える「2025年問題」を見据えた介護保険制度の改革が2015年度からスタートする。新予防給付が創設され、要支援者の予防事業は市区町村の責任となる。

施設入所にあわせ通所介護においても、給付の見直しが行われる等、在宅を重視したサービス提供に変わっていく。国は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、包括的かつ継続的なサービス体制を目指すとしている。

協会の通所介護事業所であるケアセンターwithにおいては、介護報酬の減額等を踏まえ、新たに地域密着型の通所介護事業所として、定員を拡大する等の事業のリニューアルが課題となっている。そのため、ニーズ調査をもとに事業を拡大し、年度内に移転先を確保する予定である。併せて、社会福祉法人制度のあり方について国から課題が提起されている。地域における公益的な活動はもとより、協会の福祉事業ならではの地域貢献の取り組みを行い、地域の理解と賛同が得られるような方策を検討していく。

4. ボランティアの裾野拡大に向けた地域・学校との連携

少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等、社会経済状況の急激な変化により、将来への不安感や閉塞感が漂っている中で、ボランティアの活動の重要性が一層注目されてきている。東京都を始めとする各種行政機関においては、地域包括ケア、観光ボランティア、災害ボランティア等へのボランティア活動参加の呼びかけを積極的に行っている。

協会では、区内の小中学校や都立・私立高校への授業協力を行って、次世代ボランティアの育成に努めている。一方、区内の大学におけるサービスラーニング教育やインターンシップに協力するとともに、「学生交流会」等を行ってボランティア活動へのきっかけづくりを進めている。

また、企業等を退職した区民のボランティア参加を進めるため、職業経験等を活かした経験や技術等を子どもたちに提供していくプログラム等、ボランティア活動を身近に感じてもらえる場の提供と環境を整備し、地域とのつながりを強化していく。

5. 新たな財源の創出に向けた取り組み

協会では、区民からの寄附、バザー、税額控除対象法人申請等により、自主的な財源の確保に取り組んできた。2015年度は、介護保険制度の改定に伴う介護報酬の減額や、障害者総合支援法による報酬の減額等により、協会の事業運営は厳しくなることが予想できる。また、災害ボランティア活動に係る資機材の調達等の資金も必要になり、財源の確保は喫緊の課題となる。

ホームページや情報誌「セボネ」等の媒体を活用して区民や企業等の賛同の輪を広げながら、「『社会福祉法人世田谷ボランティア協会』をささえる会」（以下、「ささえる会」という。）と連携して、法人への寄附や事業収入の拡大を進めていく。

II. ボランティア・市民活動推進事業

協会が掲げる「ボランタリーコミュニティの創造」は、区民のニーズを生活者の視点から受けとめ、時代の変化に敏感かつ柔軟に対応しながら多様な事業を展開していくことにある。ボランティアセンター・ビューローは、福祉分野のボランティア活動にとどまらず、地域の新たな課題に目を向け、その解決のためのプログラムを開発して区民に提案するプレゼンテーション型の事業を目指してきた。今後も、ボランティアの一人ひとりが他者や社会から必要とされる存在であることを認識し、自主的・主体的に社会課題に向き合い、その解決に協力して取り組めるよう支援していく。

重点目標

(1) 世田谷ボランティア協会の情報発信を強化して、「おたがいさま bank」への登録者の倍増を図る

2014年10月のホームページ修正により可能になったアクセス解析を行う中で、ホームページ・ブログ・フェイスブック・ツイッターのネット媒体と「セボネ」を使った広報戦略を検討し、それぞれの役割と狙いを明確にし、閲覧者が知りたい情報へたどり着きやすくする。そして、協会の実施事業や講座はもとより、地域ごとの特集を「セボネ」で組む等、住民の関心を呼び起こすような活動を取材し、紹介できるよう「おたがいさま bank」を活用しやすいものにしていく必要がある。

また、企業の社会的責任（CSR活動）として、ボランティア活動を推進していこうという動向を把握し、連携できる活動につなげる提案を行う。まず、東日本大震災に社員を派遣した区内企業との連携を進め、それぞれ得意とする分野の活動を区内の防災活動にもつなげていき、「おたがいさま bank」への登録も働きかける。

こうした取り組みを進めることにより、2015年度は「おたがいさま bank」の登録者数の倍増を図る。

(2) 災害ボランティアセンターの体制を強化し機能を高めるため、地域と連携しながら、人材の発掘と育成を推進する

2014年度は世田谷区内で一定の災害状況を想定して、災害ボランティアセンターが活動するシステムを検討し、活動に必要な施設や設備の使用について整えることを目指してきた。2015年度は活動に参加する人材を求めて地域への働きかけを行い、それぞれの地域ごとに住民の中からボランティアとニーズのマッチングを担当するマッチングコーディネーター、マッチングセンターやボランティア本部の活動を支えるスタッフ、マッチングも行える地域拠点を支えるスタッフ等を養成し効率的な協働を目指していく。また、この人材を含め関心のある人たちを「おたがいさま bank」へ登録して活動につなげていく。

災害ボランティアによる、避難所での支援活動、在宅避難を選択する要援護者等への支援活動の重要性は言うまでもない。同じ地域の中で支援を必要とする様々な人たちとともに暮らす中学・高校等、若い世代を災害ボランティア活動の担い手として育成していく。そのために、

災害ボランティアセンターが学校の授業等に使用できるプログラムを作成してPRを行う。

(3) 世田谷区が地域包括ケアを 2016 年度に区内全域でスタートすることに伴い、世田谷ボランティア協会のネットワークを活かす取り組みを実施する

ボランティア・市民活動推進部と福祉事業部が連携して、地域の高齢者や障害者、ボランティアが参加する夕食会プログラムを実施し、「おたがいさま bank」のネットワークを活かして今後他の地域でも展開できるよう検討する。

住み慣れた地域で自分らしくいきいきとした人生を送るために、自身が活躍できる場、孤独を感じずに安心して過ごすことができる場を地域に増やす活動を展開する。そのために、「おたがいさま bank」はもちろん地域で活動している個人・グループ・団体とのネットワークを活かして日常の課題を調査・発掘し、地域活動やボランティアのみならず高齢者や障害者等、当事者も「おたがいさま bank」に登録して協働できるよう取り組んでいく。

(4) チャイルドラインの役割について区民への理解を進める

チャイルドラインキャンペーン終了後、内容を分析して報告会を開催する。その中では、子どもの貧困やいじめ、性の悩み等の困難な状況におかれている子どもに対して大人がどう向き合うのか考え、子どもの取り組みについて区への提言も視野に入れたものとしていく。

子どもに関わりたいと思う人を対象にした公開講座や受け手養成講座等を開催して、子どもたちの気持ちに寄り添う学習の機会を提供し、チャイルドラインの活動をPRしていく。また、手づくり品の制作や販売を通して間接的に活動参加できることを伝え、「おたがいさま bank」へ登録することで様々な学習と活動の機会があることを伝えていく。

(5) ボランティア学習により次世代ボランティアの育成を目指す

小・中・高校・大学生がボランティア活動と出会う機会をつくるため、「夏のボランティア体験」（以下、「ナツボラ」という。）や学校への授業協力・プログラム提供等、学校や当事者が必要としているニーズを調査し、ボランティア学習の推進に役立てる。

また、「ナツボラ」参加者を日常の活動及び「おたがいさま bank」の登録につなげていくために、秋からフォローアップを行い、中・高・大学生の課題発見と解決をともに考え、実践する場を提供し、その成果報告を「おたがいさまフェスタ」等で行う。

学生がボランティア活動に出会う場を積極的に開発し、情報提供するために、大学の活動相談担当者のネットワークである「せたがやキャンパスネットワーク」でこれからの学生プログラムを検討する。

1. ボランティアセンター事業

せたがや災害ボランティアセンターが目指す地域の人材育成や、2016 年度にスタートする地域包括ケア、そして拠点に日々寄せられる相談にとって、「おたがいさま bank」は、ボランティア活動を身近に感じ、気軽に参加してもらおうための重要なツールである。「おたがいさま bank」に登録してもらおうことで人や地域とつながり、地域の課題解決や災害の発生に備えたネットワークを築くために、様々な事業、取り組みを行っていく。

(1) ボランティアコーディネート事業

① ボランティア相談

2014年度はボランティアセンターと2つのビューローで「障害者（児）支援のボランティア養成講座」を実施した。受講した人たちのフォローを行って支援者を増やしていく。また、傾聴ボランティアの課題発見からスタートしたプログラムを他の地域にも拡げて、障害者（児）、高齢者への地域包括ケアにつなげ、それ以外の地域の問題や課題もボランティアによる活動で可能な解決の場を増やしていく。

② 「おたがいさま bank」の運営

「おたがいさま bank」に登録してくれた人たちへ、協会が実施する講座・イベント等、様々な情報をメールマガジンによって月1回程度届ける。また、ボランティア募集情報は適時発信を行い、多様な活動参加の機会を提供していく。また、拠点で実施する事業の参加者や、まだ登録していない利用者に積極的な登録を呼びかけて、2015年度は登録者の倍増を目指す。

③ 福祉事業部と連携した地域包括ケアのプログラム展開

ボランティアセンターが実施してきた夕食会のプログラムを福祉事業部と連携して実施する。地域の高齢者や子どもたちが参加している夕食会を、障害のある人たちも参加できるよう工夫して、他の地域での展開を目指していく。

④ 傾聴ボランティアグループの支援

傾聴ボランティア活動は2013年度が28件、2014年度も12月までに24件の相談に対応してきた。その活動の中からスタートしたプログラムをボランティアのグループ活動として実施できるよう支援を行い、他の地域での拡がりを後押しできるような体制をつくっていく。

⑤ イブニングプログラムの実施

夜間でも活動の相談が行えるよう体制を整え、この時間帯でなければくることができない人たちに対応する。また、地域の人たちが集うニットカフェや東日本大震災被災地で今も活動する人たちと交流する場等をつくって、新しい人たちがこれらの活動に気軽に参加してもらえる機会を提供していく。

(2) ボランティア情報ネットワーク事業

情報誌による特色ある活動の紹介、ホームページやブログ、フェイスブック、ツイッターによる様々な活動情報の紹介により「おたがいさま bank」の登録者を増やし、活動参加への有効な手段となるよう、情報の発信に力を入れていく。

① ボランティア情報誌「セボネ」の発行

世田谷区内を始め、特色あるボランティア・市民活動を伝え、地域で行われている活動を住んでいる人たちに発信していく。区民編集委員と発送ボランティアの協力を得て、毎月4,500部を発行する。

② ホームページによる情報発信

2014年度のホームページの修正でボランティア活動情報へアクセスしやすくなった。2015年度はフェイスブックや各拠点ブログの迅速な更新を心がける。また、各事業の告知や報告、活動情報を見て「おたがいさま bank」へ登録してもらえるよう、掲載内容の工夫をしていく。

③ ボランティア・市民活動情報の収集・発信とコーナーの設置運営

区内外の市民団体や関係機関及び地域活動の情報・資料を収集するとともに、掲示・展示

コーナーを設けて情報を提供する。

(3) ボランティア学習事業

小・中学校、高校への総合学習や体験活動への授業協力で、次世代のボランティアを育てていく。また、ナツボラのような体験学習、地域が求める活動、災害ボランティア活動等、大学生が興味・関心を持って参加できる機会を提供していく。

① 夏のボランティア体験（ナツボラ）2015

地域の施設や団体、様々なボランティア・市民活動に参加することでボランティアと地域を理解してもらうため、次代を担う子どもたちに体験の場を提供する。夏休み期間中、区内に在住・在学の小・中・高校生、大学生等を対象に、主に区内の施設や団体の協力を得て3日から4日間のボランティア体験プログラムを実施する。

② ナツボラ 2015 フォローアップ

ナツボラの参加者に呼びかけ、継続的にボランティアセンターとつながり、日常の活動を自分たちでつくり実践していく場を提供する。行った活動のふり返りと報告の場を「おたがいさまフェスタ」等に設けて、次につながる若者たちを巻き込んでいく。

③ 小・中・高校への授業協力と学習プログラムの提案

小・中・高校の授業に協力し、地域の未来を担う子どもたちへ多様な体験学習の場を提供し、地域と関わっていくきっかけづくりを行う。

④ せたがやキャンパスネットワーク

2014年度は大学生たちの「学生ミーティング」が、毎月のミーティングと、2回の「学生交流会」を開催した。こうした動きを大学とボランティアセンターが一体となって支援していくために、2015年度は春と秋の2回大学の担当者ミーティングを実施する。

(4) せたがや災害ボランティアセンター事業

災害時にマッチングセンターを各地域の大学に開設し、地域の人たちの理解と協力を得て運営していくために、世田谷区、世田谷区社会福祉協議会と連携・協力しながら具体的な人材の育成を行っていく。

① 運営委員会の開催

災害ボランティアセンターは、災害に備えた様々な活動を立案・実施し、また、発災時に迅速に行動するために、運営委員会を設置して、そこですべての情報を共有する。

② ワーキングチームの設置と課題の検討

災害ボランティアセンターには検討・解決しなければならない課題がたくさんある。そのときどきに優先する問題に当たるために、運営委員によるワーキングチームを設置して検討し、運営委員会に報告して問題の共有化を図り、解決を目指す。

③ マッチングコーディネーター養成講座の開催

ボランティアとニーズのマッチングを行う人材の養成講座を行い、マッチングセンターと地域拠点でコーディネーターを担う人たちを地域から養成する

④ 世田谷区及び世田谷区社会福祉協議会等の関係機関との連携協力

マッチングセンターの未設置地域の候補先への働きかけや協定の締結、在宅で避難する要援護者への支援、必要と考えられる人材養成等、関係機関と協力して災害ボランティアセン

ターの機能強化に努める。

⑤ 東日本大震災の活動報告書の作成

東日本大震災での活動報告書「専門ボランティア派遣の取り組み」（仮題）を作成し、協会が実施してきたシステムを再検証する。

⑥ 東日本大震災被災地交流支援活動

2013年度から実施している福島県川内村での交流支援活動や、夏休みに実施している大学生の被災地ワークキャンプを、「おたがいさま bank」や学生のネットワークを通じて参加を呼びかけて実施する。

⑦ せたがや災害ボランティアセンター備蓄品の購入

災害時に必要な備品や備蓄品を揃えていく。

(5) 地域連携促進事業

区内のボランティア団体・NPOとの連携と交流を深め、地域に根ざした事業推進を図る。

① 雑居まつり

「雑居まつり実行委員会」に参加して、区内のボランティア・市民活動団体と連携する。「雑居まつり」ではボランティアセンターのブース以外にも多くのボランティアが参加できる活動の場を提供する。

② せたがやふるさと区民まつり

毎年8月に開催される「せたがやふるさと区民まつり」にブース出店し、ナツボラや活動希望者の参加の機会とし、せたがや災害ボランティアセンターやせたがやチャイルドライン等の活動紹介を行う。

③ おたがいさまフェスタ 2016

世田谷ボランティアセンターとケアセンターふらっとが入る複合施設であるパーム下馬の機能や活動を紹介するイベントを、下馬福祉工房と共催で開催する。活動者と語り合う場を設定し、「おたがいさま bank」の登録者やこれから活動しようとしている人たちの交流を促したり、活動の機会を提供して地域とボランティアをつなげる場づくりを行う。

(6) パートナーシップ事業

ボランティア団体、NPO、行政、関係機関、企業等とのパートナーシップを深め、地域の社会資源のネットワーク化と新たな時代に対応した事業展開を行う。

① 市民活動支援会議

ボランティア・市民活動を推進するため、区内のボランティア活動・支援機関相互及び区、それぞれの活動を有機的に結びながら、活動を柔軟に支援できるように調整・協議する「市民活動支援会議」へ参加する。

② 三菱東京UFJ銀行社員研修

三菱東京UFJ銀行と東京ボランティア・市民活動センターが、都内のボランティアセンターの協力を得て行う社員研修において、世田谷区内の施設での受け入れコーディネートを行う。

③ 世田谷区職員採用1年目「福祉体験」研修

世田谷区の新採用職員を対象に、車いす・アイマスク・聞こえの体験等の研修を、世田谷

区から受託して企画・実施する。

④ 全国民間ボランティア・市民活動推進団体会議（民ボラ会議）

第 33 回目となる「民ボラ会議」の世話団体として参画し、企画運営に協力する。それぞれの地域で起こりうる緊急災害への支援のために、顔が見える関係を継続してつなげていく。

⑤ 視察・見学者の受け入れ

各地からの視察・見学を積極的に受け入れ、区内での体験プログラム等、コーディネーションを行う。

(7) コミュニティビジネス事業

地域の人たちの生活の中にリユース・リサイクル活動を意識づけ、身近なところから活動に参加できる機会を提供し、活動の拠点であるボランティアセンターの周知に努める。

① リサイクル市

バザーグループ「てんとう虫」と子育てグループ、ボランティアセンター利用団体の協力を得てリユース活動推進と協会財源獲得を目的に「リサイクル市」を開催する。

② 烏山もったいないバザール

「ささえる会」との共催でバザーを開催して、協会の周知と地域のボランティア・市民活動団体、NPO、福祉施設との連携と交流を深める

③ コミュニティビジネス活動

協会のPRを兼ねた「おたがいさま煎餅」の販売、ボランティアグループ「もめんの会」によるバザー提供品のリサイクル活動、福祉事業との連携による古書の回収活動等を行い、財源獲得に努める。

④ 「ささえる会」との協働

「ささえる会」と協働し、「おたがいさま bank」の推進を柱に会員拡大のための事業をともに実施する。また、せたがやチャイルドライン応援団活動や協会の各拠点事業の周知に努める。

(8) 職員研修

① 内部研修

ボランティア・市民活動推進部職員・スタッフを対象に、ボランティア相談やファシリテーション講座等、事業企画や運営についての研修を行う。

② 外部研修

相談業務や事業の企画・実施に必要な情報、スキルアップを目的に、東京ボランティア・市民活動センターが実施するスタッフ研修や静岡県内外災害救援ボランティア図上訓練、その他、必要な外部の研修に参加する。

③ 研修計画の作成

様々な研修を効果的に実施できるよう、ボランティア市民活動推進部の職員研修計画を作成する。

2. ボランティアビューロー事業

それぞれの地域に密着したボランティア拠点として、人びとが出会い、ふれあい、学びあう機会を提供し、一人ひとりの活躍の場の発見やおたがいさまの精神で支えあうコミュニティづくり、地域への貢献等、暮らしに根ざした活動を推進する。

(1) 梅丘ボランティアビューロー事業

① ボランティアコーディネート事業

ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている個人・グループ、団体等の相談に応じるとともに、ボランティア活動を始めたい人のきっかけづくりや居場所づくりを積極的に行う。

ア. ボランティア相談

イ. てしごとカフェ

ボランティア活動を通じて地域の多様な人たちが交流し、社会参加していく場をつくる。不要となった傘を利用して置き傘を設置するアンブレラシェアリングの「カサカス」や梅丘ビューロー・オリジナルグッズの作成等、特技や趣味を活かした活動、知的・精神障害のある人たちの活動として、ワークショップを交えた「てしごと」の学びの機会とともに提供する。

ウ. 障害児支援ボランティア養成講座

近年増えている障害のある子どもたちの見守り・通級付添い・学習支援等のニーズに対応できるボランティアを育て、活動のきっかけをつくる。また、2014年度の講座受講者フォローを行い、支援していく。

エ. 地域交流会

災害時に備えた拠点や地域の取り組み、情報を共有し、災害ボランティア活動に興味がありながら活動していない人たちに参加の機会を提供する。

② ボランティア学習事業

地域の子どもたちがボランティア活動を通して社会や地域の課題を知る機会を提供する。

ア. ナツボラジュニア

小学生とその家族が夏休みを利用して、ビューローの事業や活動しているグループに参加する体験・学習の機会を提供する。受け入れグループとプログラムをつくり、ビューロー独自にも地域に根ざしたプログラムを提供する。

③ 地域連携事業

ア. 梅・夢フェスタ

梅丘商店街振興組合主催の「梅・夢フェスタ」のフリーマーケットでバザー提供品や「てしごとカフェ」のオリジナルグッズを販売し、リサイクル意識の啓発とボランティア拠点の存在を積極的に周知するとともに、梅丘ビューローの利用グループの参加やボランティア同志の交流や地域とのつながりをもつ機会とする。

④ 自主活動への支援

ビューローの場の提供及び活動に必要な諸機材の提供を行う。

⑤ 「梅丘ビューローだより」の発行

地域の人たちにボランティア参加の機会を広げていくために、「梅丘ビューローだより」を毎月発行する。

⑥ ビューローバザーの開催

区民から寄せられるリサイクル品でボランティアの協力を得てビューローバザーを行う。バザーの残り品も地域でリユースしてもらうようミニバザーや通年バザーを実施する。

(2) 代田ボランティアビューロー事業

① ボランティアコーディネート事業

ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている個人・グループ、団体等の相談に応じるとともに、ボランティア活動を始めたい人のきっかけづくりや居場所づくりを積極的に行う。

ア. ボランティア相談

イ. シニア相談室

お年寄りが抱える健康、病気、在宅サービス等の問題について、一緒に考えていくシニア相談室を開設する。

ウ. 暮らしに役立つ傾聴講座

誰でも参加できる体験学習を中心にした傾聴講座を開催し、ボランティア活動や普段の生活でも活かせる傾聴にふれる機会を提供する。

エ. 発達障害者支援ボランティア養成講座フォロー

発達障害について学んだ人たちへのフォローを行い、様々な当事者支援の方法を探る機会とする。

オ. 「代田テーブルゲームの会」活動支援

地域で活動したい若者のきっかけをつくり、活動が地域の他世代とつながりを広げていくような場づくりの提供と支援を行う。

カ. ペットの高齢化と共生を考える講座

ビューローでは、「セラピードッグカフェころん」を実施し、人とペットの関係や動物保護を考えてきたが、社会を見ると高齢犬の飼育放棄問題が起きている。改めて動物との共生について考える機会を提供する。

キ. 代田ボランティアライブラリー

ボランティア活動者と地域住民の交流の場を設け、「おたがいさま bank」の登録者を増やし、活動のきっかけを提供する。

② ボランティア学習事業

地域の子どもたちがボランティア活動を通して社会や地域の課題を知る機会を提供する。

ア. ナツボラジュニア

小学生とその家族が夏休みを利用して、ビューローで活動しているグループにボランティアとして参加する体験・学習の機会を提供する。

③ 地域連携事業

ア. オープンスペースくつろぎ「映画会」

地域の人たちが気軽に相談に訪れる窓口になるように、傾聴ボランティアの人たちと映

画を通じたおしゃべりの会を実施する。

イ. オープンスペースくつろぎ「語り継ごう戦争体験を・・・」

戦争体験者が少なくなってきた戦後 70 年という節目に、貴重な体験を聴き平和について語り合う機会を提供する。

ウ. オープンスペースくつろぎ「クリスマスパーティ」

地域の高齢者、障害のある方、ボランティアがクリスマスパーティのプログラムを一緒に作り交流する場を提供する。

エ. ビューロー大掃除&交流&情報交換会

ボランティアとビューロースタッフが一緒に大掃除を行い、ボランティア同士が活動の幅を広げる交流の場をつくる

④ 自主活動への支援

ビューローの場の提供及び活動に必要な諸機材の提供を行う。

⑤ 「ボランティアだより」の発行

地域の人たちにビューロー事業の紹介や、ボランティア活動や情報を提供するために、「ボランティアだより」を発行する。

⑥ 春・秋のビューローバザーの開催

地域の人たちにリサイクル品の提供を呼びかけ、ボランティアの協力を得て、5月と10月にビューローバザーを実施する

⑦ ふれあいバザール「フルール」の実施

春と秋のバザー商品をビューロー内に常設する「フルール」で販売し、バザーに関心がある地域の人たちとの交流の場、日常的なリサイクルの場とする。

(3) 玉川ボランティアビューロー事業

① ボランティアコーディネート事業

ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている個人・グループ、団体等の相談に応じるとともに、ボランティア活動を始めたい人のきっかけづくりや居場所づくりを積極的に行う。

ア. ボランティア相談

イ. 傾聴ボランティア講座

個人からのニーズに応える傾聴ボランティア養成のために傾聴ボランティア活動について学習し、体験活動を中心としたプログラムを提供する。

ウ. 傾聴ボランティア学習会

講座に参加した受講生を対象に、活動に必要な知識や情報の共有や受講生同士の交流を図り、より充実した活動へとつなげていく。

エ. 発達障害者支援ボランティア養成講座

発達障害に対する理解を拡げて、居場所や活躍の場をつくり支援するボランティアを育てる講座を実施する。

オ. 発達障害者支援ボランティア学習会

講座に参加した受講生のフォローとして、活動の不安や悩み、課題を共有し解決のための学びの機会を提供する。

カ. しゃべり場・ホットカフェ

介護している人たちが感じている思いや悩みを打ち明ける場をつくり、傾聴ボランティアに話すことで癒し、くつろぎ、共感の場を提供し介護負担の軽減を目指す。

キ. せたがや障害児サポーター48 (SSS48)

障害児と関わるボランティアや障害児・家族の居場所をつくるボランティアの養成と地域環境の改善を目指した活動を関係機関と協議して企画・実施する。

ク. 集まれ個性派！遊ぼう会

障害児と関わるボランティアのきっかけづくりとスキルアップの場として、また障害児とその家族の居場所として、障害当事者や地域の高齢者のボランティア参加や地域の様々な交流を促し、理解者・支援者の拡大につなげる。

ケ. ボラカフェ

ボランティアに関心はあるが一步を踏み出せずにいる 20代から40代を対象に、一人ひとりができることから始められる場を提供する。手づくり品を制作して地域の福祉施設のイベントにも参加する。

コ. 障害者（児）相談室

障害者（児）の保護者には大きな不安や悩みを抱えている人たちがいる。この人たちの不安や悩みが解決に向かうよう相談ができる場を提供する。

サ. 心のケアにいきいきボランティア

様々な事情から生きにくさを抱えている人たちがボランティアで活躍できる仕組みを他機関とも協力して考え、当事者と関わるボランティアの養成講座を実施する。

② ボランティア学習事業

地域の子どもたちがボランティア活動を通して社会や地域の課題を知る機会を提供する。

ア. ナツボラジュニア

ビューローで活動するボランティアグループと玉川地域の福祉施設の協力を得て、夏休み期間中に小学生とその家族にボランティア体験プログラムを提供する。

③ 地域連携事業

ア. 玉川ボランティアビューロー利用者交流会

ビューローを利用するグループ、個人等ビューローに関わる方々の交流と情報交換の機会を提供する。

イ. 二子玉川花みず木フェスティバル

二子玉川の兵庫島で行われるフェスティバルに参加し、ビューローを利用しているグループとともにビューローと地域の活動を紹介する。

ウ. 普通救命講習会

災害等の緊急時に備えて、ボランティア一人ひとりが応急救命に対応できるようトレーニングの場を提供する。

④ 自主活動への支援

ビューローの場の提供及び活動に必要な諸機材の提供を行う。

⑤ 「ビューローだより」の発行

地域住民に向けてボランティア情報や地域活動を周知し、ボランティア活動をより身近に

感じてもらうため、定期的に地域向けの情報誌「ビューローだより」を発行する。

⑥ ビューローバザーの開催

区民に幅広くリサイクル品の提供を呼びかけ、ボランティアの協力を得てビューローバザーを実施する。

3. せたがやチャイルドライン事業

いじめや不登校、貧困等、子どもを取り巻く状況は厳しい。子どもが安心して話ができる大人がいることを伝え、子どもが自分自身で問題を考えていけるように、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを受け止めるチャイルドライン事業を展開する。

(1) 子どものメッセージを聴く活動

18才までの子どもがかける子ども専用の電話、せたがやチャイルドライン（全国統一番号・フリーダイヤル）を実施し、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを受け止める。

① せたがやチャイルドラインの実施

火曜日から土曜日の16時から21時に専用回線とフリーダイヤルの2回線で、ボランティア（受け手）が子どもからの電話を受ける。

② 全員集合交流会

年に2回、受け手、支え手（受け手のサポート役）運営委員及び関係者の交流を深めるため、交流会を実施する。

③ 夏休み明けの「世田谷キャンペーン」開設

夏休み明けに急増する傾向にある子どもたちの心の迷いに、「世田谷キャンペーン」を実施して対応する。

④ 子どもたちへの広報

チャイルドラインの存在を子どもたちに伝えるために、広報誌「ちゃーら」を作成して配布する。

(2) 参加の輪を広げる活動

せたがやチャイルドラインを地域の多くの大人に知ってもらい、チャイルドラインの活動を応援するための様々な関わりの場、機会を提供する。

① せたがやチャイルドライン応援団活動

「ささえる会」と協働して、応援団募金・応援団活動（イベント出店、ポスター掲示等）を展開し、誰もが参加しやすいメニューを増やしていく。

② チャイルドラインサポーター活動の推進

チャイルドラインの活動を推進するため、「おたがいさまbank」を利用してバザーや各種イベントの出店、資金づくり、広報等、様々なボランティアが参加できるように工夫する。

③ ニュースレターの発行

チャイルドラインの活動を紹介、報告するための大人向けの広報紙を作成する。

(3) 人材養成と研究活動

子どもの声を聞く受け手を養成し、スキルアップのための様々な研修を行う等、人材の育成を図り、活動を充実させていく。

① 公開講座の開催

チャイルドラインの活動を知ってもらうとともに、将来の受け手候補やチャイルドライン活動のボランティアの開拓をねらいに、年1回実施する。

② 受け手専修講座の開催

チャイルドラインの受け手養成のための専門的な講座を実施する。

③ 受け手継続研修の開催

受け手のスキルアップのため、グループ体験学習と講座型研修を開催する。

④ 支え手のための合宿研修の開催

受け手を日頃からサポートする支え手を対象に年1回宿泊をともなった合宿研修を開催する。

(4) ネットワーキング活動

全国及び近隣の関係機関とのパートナーシップを深め、子どものためのネットワークを構築する。

① 全国のチャイルドラインとの協働

全国フォーラムやキャンペーンへの参加、認定NPO法人チャイルドライン支援センターや全国各地のチャイルドラインとの情報交換、協働に努める。

② チャイルドライン東京ネットワークへの参画

東京でチャイルドラインの活動を行う各団体との連携を図り、チャイルドライン東京ネットワークが実施する「東京キャンペーン」に参加する。

③ 子どものメッセージを届ける活動

ホームページやブログ等を活用して、関心のある個人や各種組織との連携をはかる。

(5) 組織の運営活動

安定した運営基盤整備のため、各種会議を開催する。

① 運営委員会の開催

毎月1回、せたがやチャイルドラインの運営について協議する。

② 各種会議の開催

支え手会議等を開催する。

③ 事務局会議の開催

月に1回事務局会議を開催する。

(6) 企画・販売活動

つくる、売る、買う。様々なボランティアの協力で、バザーや手づくり品の販売を行い、資金確保に努め、さらにせたがやチャイルドラインの周知を図る。

① チャイルドラインショップの運営

ボランティアセンターの無人ショップや世田谷文学館、世田谷美術館、パブリックシアタ

一において、ものづくりボランティアによるグッズや支援センターのキャラクター商品を販売する。

② 各種イベントへのバザー出店

区内で開催されるイベントに出店し、せたがやチャイルドラインの活動の周知を図るとともに、事業資金の確保に努める。

Ⅲ. 福祉事業

私たちは世田谷ボランティア協会の福祉事業として、制度の手の届きにくい方々へ積極的に、リハビリテーション、ケア、マネージメントを実施してきた。ここで得た大きな財産はチームで解決することである。障害、高齢等ケアを受ける方々とともにチームをつくり、市民、ボランティアと繋がり、時間をかけて様々な課題を解決することを基本に、事業を実施する。

2015年度は、介護保険制度改正があり、さらに地域包括ケアシステムの実施等、「2025年問題」にむけて、福祉制度あるいは医療制度に大きな波が次々と押し寄せる年度となるが、この期を柔軟に乗り越え、新たな事業展開の準備を始動する。

重点目標

(1) 事業再編成の準備と展開

2015年度介護保険制度改正に伴い、ケアセンターwith（通所介護事業）は、これまでの10名定員を変更することとなる。よって2015年度内に事業内容の見直し、移転を予定する。これまでの経験と地域との繋がりを活かしながら、新たな出発となるよう事業部全体でこの課題に当たるとともに、現利用者、家族に不安のないよう、ともに準備に参加してもらい、さらに充実した事業を目指す。

また、ケアセンターふらっと自立機能訓練事業を利用者の動向を見ながら、当事者、家族、医療機関からの要望の高い、自立生活訓練事業への変更をすすめる。

(2) ボランティア・市民活動推進部と協働する「地域包括ケアシステム」

2014年度後半から、「世田谷ボランティア協会における地域包括ケアシステム」を協議してきた。2015年度はさらに具体的に、ボランティア・当事者が担う地域包括ケアを実践する。

- ① 「おたがいさまbank」の活用をデイサービス事業、情報発信作業を中心に展開する。
- ② 積極的に実習・研修の受け入れに関して連携する。
- ③ 世田谷地域障害者相談支援センター事業において、地域における具体的な問題解決を共有し解決に繋げる。

(3) 安定した経営基盤の確立に向けて

2015年度においては報酬改定も行われる予定であり減額が予定されている。事業の再編も予定しているところであり、収入増を目指すことは困難な状況であるが、2016年度に向けての準備年とし、特に制度変更等煩雑となる庶務担当体制を整え、確実な収益目標を定められるようにする。

(4) 相談事業の充実

- ① 世田谷区高次脳機能障害者支援促進事業の受託による専門相談の継続。
- ② 特定指定相談事業において、相談者の生活が少しでも充実するプランが提案できるように取り組む。

- ③ 世田谷地域障害者相談支援センター事業の受託により、2014年度にも増して多くの相談に対応できるよう体制を整備し、サービスに繋げることに留まらず、様々な地域の機関、区民の協力を得て、課題解決の場を提供する。

(5) 新規事業検討委員会提案

2014年度事業部内で協議してきた内容を基に、新規事業プロジェクトチームとして再編し、法人内外からの参画を依頼し、2015年度途中には中間報告を行う。

この間、議論の中核は「孤独」から「孤立」であった。誰にもある「老い」「病」「事故」「生活困窮」にみまわれれば、心を閉ざす。いつの間にか地域から見えなくなる。制度ではあがなわれえない「空間」は、贅沢である必要はない。暖かなお茶や質素ではあるが食が提供され、生きることをあきらめず、親にも子どもにも、また、高齢者にも障害者にも、ほんの少し息つくことができる場があればと、2014年度末に実験を開始したところである。試行錯誤を重ね、新規事業の創設に向けていきたいと考える。

(6) 研修計画と研究事業の推進

事業部内でそれぞれ実施してきた研修事業を2014年度同様、事業部全体会において報告しながら共有化を図る。また、内部研修、外部研修に加え、各事業合同で事例検討を定期的に実施し、意見交換を始め、プログラム、ケア、事業運営等、全ての職員がともに議論できる場をつくり、スキルの向上、視点の多様性をもつことができる機会をつくる。主な研修内容は以下の通りとするとともに、各職員の業務目標に基づき個別の研修計画を作成し、より具体的な学びを実践する。

また、2015年度は、災害時における対応について新たに事業内で横断したチームをつくり、災害ボランティアセンター事業から助言を得ながら、要援護者と日常をともにしている職員、利用者で明日に繋がる研修と準備を始める。

なお、2013年度まで実施してきたサービスラーニング学の介護職員初任者研修については、関連事業の制度改変や、2つの事業所の移転等の重要な先行課題があり、2014年度に引き続き2015年度も実施を見送る。ただし、公開講座等のプログラムは企画・実施する。

* 主な研修内容

テーマ	カリキュラム内容	対象職員
業務改善		
労働状況	腰痛防止	全職員
	メンタルヘルス	全職員
	労働基準法基礎研修	事務
環境整備	モデルBCP関連	管理者・事業部長
	事故を減らす・リスクマネジメント	中堅該当職員
人材育成		
中堅職員研修	チーム運営・サービス管理責任者研修	中堅該当職員
	組織水準を高めるOJT	中堅該当職員
管理者研修	スーパービジョン基礎編	管理者
事業	サービス利用計画作成研修	該当職員

人権・倫理		
福祉従事者人権研修	人権全般	中堅職員
	事故苦情・権利擁護	管理者
	医療行為をめぐる法解釈	管理者
虐待防止・権利擁護	虐待防止法関連	管理者
専門分野		
	作業療法士学会・理学療法士会	該当職員
	相談専門支援員研修	該当職員
	高次脳機能障害学会	該当職員
	医療関連（褥創等）	該当職員
新任職員	国際福祉機器展	該当職員
その他		
	自立支援協議会主催研修	全職員
	成年後見制度	該当職員
	区西南部高次脳機能障害研修	該当職員等
	脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会	全職員
	世田谷地域障害者相談支援センター主催	全職員

1. ケアセンターふらっと（障害者総合支援法 生活介護事業・自立機能訓練事業 ・高次脳機能障害支援促進事業・特定相談支援事業）

ケアセンターふらっとは多機能型事業所として9年目を迎え、利用者は、生活介護事業と自立機能訓練事業の相互のメリットを最大限に活用し、就労・復職、地域へ社会へと活躍を広げている。支援するスタッフは、事業所内外の研修やカンファレンス等に積極的に参加をすることで研鑽を積む。そして福祉事業部を始め、地域の関係機関と密に連携をとりながら、利用者の日常生活において必要となる多角的なリハビリテーションと、個々のニーズに応じたプログラムを提供していく。また、2014年度に受審した第三者評価の結果を受けて、利用者やスタッフの意見・要望等を改めて検討し、利用者の希望を活かした事業内容や働きやすい環境づくり等、業務内容に反映させていく。

(1) 運営方針

- ① 社会生活への主体的な参加
- ② いのちと人権を守りながら、心身の健康維持増進をはかる
- ③ 個性・特性を尊重した活動
- ④ 利用者と家族への支援
- ⑤ 地域の人たちとの交流

(2) 利用定員等

- ① 利用定員：1日利用定員を、生活介護事業20名、自立機能訓練事業6名とする。

- ② 利用日：年末年始及び日曜祝日を除き、生活介護事業は月曜日から土曜日まで、自立機能訓練事業は月曜日から金曜日までとする。
- ③ 利用時間：基本は10時から16時までとする。また、利用者の様々なニーズにあわせ、時間延長のケア及び送迎にも可能な限り個別に対応する。

(3) 生活介護事業

18年の経験をもとに、当事者が主体的に参加できるよう事業プログラムを検討し、常に多職種チームで支援できる体制を整えていく。特に個別ケースカンファレンスを中心に検証を重ね、スタッフ間で支援のあり方を再確認し、事業プログラムに反映させていく。

この数年、入院や定期的なショートステイの利用等により、定員に満たない日も多い。一方、利用希望のニーズは変わらずにあることから、新規利用者受け入れについては、2015年度からの体制も鑑みながら、相談事業と連携して受け入れをすすめていく。

送迎に関しては、これまで通り、委託バス及び法人車両により、できうる限り利用者の希望に即した送迎を行う。また、委託業者も利用者に対するアンケートにより適宜改善を努力する。

① 援助内容

援助内容について、利用者・家族と随時検討し、利用計画・リハビリテーション実施計画書に基づき提供していく。

定期的に訪問・面接を行い、利用計画・リハビリテーション実施計画書において長期目標・短期目標をたてることで、個別に応じたプログラムを実施し、定期的に振り返る機会を設ける。必要に応じて関係機関との情報交換も行い、場合によっては連携をとりながら、利用計画に沿った援助を行う。

ア．機能保持の実施

セラピスト・看護師・リハビリテーション医等、専門スタッフと支援員とがチームを組みながら、地域の関係機関とも連携して、生活支援、健康管理等、利用者の生活全般を支援していく。

イ．創作的活動の実施

料理活動や手芸・パソコン等、個人の特性や障害を考慮しながら、日常生活をより豊かにするためのプログラムを提案し、支援していく。また、サタデイアート等、誰もが参加しやすい創作活動の場の提供も、引き続き行っていく。

ウ．仲間づくりを含め人間関係の輪を広く地域に広げるための活動の実施

高次脳機能障害の方々を中心に、仲間づくりを支援していく。障害の特性や年齢に配慮したグループ、趣味や興味を同じくする当事者による自主グループ等、利用者のニーズに合わせて支援していく。

エ．所外活動の実施

個人の趣味や季節感を感じる外出内容等、小グループで様々な場所へ外出する。外出することで、自身の希望を実現したり、成功体験を積むことにより、障害がありながらも新たな生活の再構築の一助とする。また外出先を決めるミーティングを通し、自身の希望の提案、自己実現と併せて、他者の希望との兼ね合いの中で他者への配慮等、社会生活のトレーニングの場とする。

(4) 自立機能訓練事業

事業開始から9年目、利用期間1年6ヶ月という期限のある中、その「期限」を次のステップへの機会ととらえ、様々なニーズに合わせての進路とリハビリテーションを展開している。

これまで進路は一般就労にとどまらず、その視点を地域参加において、しごと、生活、役割等の援助をしてきたが、けっして軽くはない高次脳機能障害をもった利用者の、より一層の支援充実のためにも、自立生活訓練事業への変更を2015年度内にすすめていくことを予定する。また、卒業後も新たな課題があがるケースもみられることから、福祉事業部も含めた地域の関係機関との連携も引き続き行っていく。

① 援助内容

1日利用定員6名という少人数を利点に、利用者の目的に沿ったプログラムを実施し、きめこまかな対応をしていく。具体的内容について利用者・家族とともに随時検討し、利用計画・リハビリテーション実施計画書に基づきプログラムを提供することで、それぞれの社会参加を目指す。

ア. 土曜日

自立機能訓練事業主催の市場。利用者がそれぞれ役割をもって参加する。「土曜日」にむけて準備をしたり、当日役割をもって担当にあたりたりする。OBも集い、近況報告等を行う。春から秋の間の月1回実施する。

イ. 料理

「食」を通じて様々なトレーニングを行う。作業動作とともに、個別の状況に応じた課題を設けることでリハビリとする。

ウ. 外出

グループで計画し、実行して、振り返る、という一連の遂行機能のトレーニングとする。また、公共交通機関の利用体験の機会とする。

エ. 手作業

様々な作業を通してひとつのものをつくり上げること、仲間と共同して完成させることを通じて、ものづくりを経験する機会とする。

オ. 個別課題

個別に対応が必要なことや、個人が希望するスキルアップを目指す。

(5) 高次脳機能障害相談支援

高次脳機能障害相談窓口では、福祉事業部内での連携をさらに強め、相談体制を強化した支援を展開する。窓口には、東京都相談支援従事者研修を修了した専門相談員を配置し、高次脳機能障害者に対して、地域資源をコーディネートして、フォーマル・インフォーマルに関わらず、ケアとサービスに繋がられるよう、相談事業所として長く相談支援のできる体制を整える。

(6) 職員体制 (単位：人)

① 生活介護

職 種	職員数		職 種	職員数	
	専従	兼務		専従	兼務
施設長 (管理者)		1	事務員	常勤	1

サービス管理責任者		1		理学療法士	非常勤	3	
医師	非常勤	1		言語聴覚士	非常勤	2	
看護師	常勤		1	作業療法士	常勤		1
生活支援員	常勤	3	1				
	非常勤	8					

② 自立機能訓練

職 種	職員数		職 種	職員数	
	専従	兼務		専従	兼務
施設長（管理者）		1	生活支援員	非常勤	1
サービス管理責任者		1	事務員	常勤	1
看護師	常勤	1	作業療法士	常勤	1

(7) 送迎

生活介護事業において、運行委託による送迎車両2台と法人車両3台を利用して、利用者の送迎を行う。また、可能な限り利用者のニーズに合わせて、臨機応変に送迎時間を変更し、個別の要望に応えるようにする。

(8) 実習・研修について

福祉従事者の後進育成の為、実習生を積極的に受け入れる。また、高次脳機能障害者を中心に要介護者への援助の理解、協働の必要性から、研修も積極的に受け入れていく。

(9) 運営委員会

2014年度同様、各分野から助言を受け、より良い事業を行えるようにする。また、第三者委員にも同席をいただき、情報の共有を図る。

(10) ボランティア・市民活動推進事業との連携

ボランティアの支援なくしては展開できない事業であることから、ボランティア・市民活動推進事業部と連携を持ち、利用者家族・当事者も参画してのイベント等、地域への発信プログラムを引き続き検討していく。

また、障害当事者が自らもボランティアライフが始められるよう支援を実施する。

(11) 職員研修

① 内部研修

画像コンサルテーション等、専門研修の実施により、利用者の状態像について研鑽を深める。ケースカンファレンスは適宜行い、記録を残し理解の共有化と知識を深める。

② 外部研修

障害者総合支援法等の制度やリスクマネジメント、高次脳機能障害等に関する研修に積極的に参加する。成年後見制度、虐待防止法等の利用者権利擁護、今後施行予定である障害者差別解消法の研修については、今後のケアに特に重要になると思われることから、各スタッフが参加できるよう配慮する。

また、脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会に参画し、研究部会で研鑽を深め全国の支援事業所・専門スタッフとも繋がり、知識を広げる。

(12) 特定相談支援事業

各々の障害状況を十分把握しながら、当事者の立場に立ったサービスがプランに反映できるようにする。地域での生活が継続でき、当事者の自己決定に繋がる支援体制を様々な機関と連携してつくる。そして人員増により、地域の支援を必要としている当事者への援助体制を充実させていく。

① 職員体制（単位：人）

職 種	常勤
管理者(相談支援専門員)	1
相談支援専門員（兼務）	2

2. ケアセンターwith（介護保険 通所介護事業）

ケアセンターwithは、介護保険通所介護事業という制度を活用し、制度の届かない高次脳機能障害者の方々の利用できるサービス提供の場として 2007 年 3 月にオープンした。高次脳機能障害者の通える数少ないデイとして 8 年が経ち、九品仏商店街の中に位置している利点を最大限活用しながら、地域の中で高次脳機能障害の方々が主体的活動を行う活動が、少しずつ実を結んできている。

介護保険制度改正に伴い 2015 年度より、現在の運営形態で地域密着型通所介護へ移行することを予定している。この制度変更に伴い、2015 年度はこれまでの 10 名定員の見直しも含め、事業内容の再編と同時に、移転を予定する。

これまでの経験と地域との繋がりを活かしながら、新たな出発となるよう事業部全体でこの課題に当たるとともに、現利用者、家族に不安のないよう、ともに準備に参加していただきながら、さらに充実した事業を目指す。

(1) 事業目的

- ① 介護保険制度の適用を受ける被保険者で、高次脳機能障害をもつ方に、充実した時と場を提供する。
- ② 高次脳機能障害について当事者、家族、スタッフ、ボランティアが互いに学びあいながら、機能回復を目指し、楽しく豊かな生活をともにつくる。

(2) 事業内容

① 基本的サービス

サービス内容は、利用者とともに話し合っ決めて決めることを基本とし、ケアセンターふらつとで積み重ねてきたことを基に以下の 4 本の柱を中心に置き活動する。

ア. 「食事」に関連すること

昼食づくりを始め、グループで話し合い、個別作業を分担等、リハビリの様々な要素を

盛り込みながら、心も体も活性する活動の実施。具体的な提供方法としては、外食、弁当発注（知的障害者の作業所「目黒フードコミュニティ」への発注等）、調理活動で提供。

イ. 外出プログラムの更なる充実

障害を抱えながらも、積極的に外出。街がもつ様々な要素をリハビリに活用していく。自己選択・自己決定の原則で行き先を決める。

ウ. 専門療法士・医師・看護師等専門職との連携を実施

医師や療法士（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士）と連携を取りながら、高次脳機能障害のトレーニングを日常活動の中で実施する。

エ. 地域交流と様々な機関との連携

高次脳機能障害の理解を広げ、豊かな生活を送るために、ケアセンターwithを拠点にして、様々な人と交わっていくことを大切にする。

- * 「サタディ with café」の開催：四季折々をテーマに、年に2回土曜日の夕方から「Live café」を開催（8月、12月）。当事者、その家族、ボランティアで様々な企画を立案し、積極的に地域に発信する事業プログラムを計画。
- * 「サロン de with」の開催：日曜日の午後（13:00～15:00）を活用して、近隣の高齢者向けサロンを開催。利用者も役割を担い社会参加の場と位置づける。年4回計画。
- * 商店会・地域の行事に積極的に参加していく。もちつき大会にバザーや裏方の協力等で参加する。
- * 協会事業へケアセンターwithの特色を活かした参加を行う。
- * ケアセンターwithと地域の方々とともに計画したイベントを実施する。（例えば、ミニコンサート、学習会等）

② 個別的サービス

ア. 介護保険制度の枠にとどまらず、個人の生活を可能な限り援助する視点から、個別ニーズにも応じる。個人の目的に沿って利用時間延長、個別相談、機能訓練等、高次脳機能障害の特性を考慮に入れたサービス提供を行う。

イ. 日々の綴り（高次脳機能障害トレーニングツールのメモリーノート）を各々づくり、その日の活動をデジカメで写して貼り、記憶の想起手段、失語症の表現補助手段として活用する。

ウ. 当事者・家族向けの学習会・講演会等への情報を提供する。

エ. 個々の利用者の要望に答えるために、ケアセンターwithに対する評価アンケートを実施する。

③ 付加的サービス

利用者がデイサービスを利用する際には、法人車両にてスタッフによる送迎を行う。また、入浴の希望がある場合、可能な限りシャワー浴で対応する。

(3) 利用方法

① 利用対象：介護保険認定を受けている方で、第1号被保険者及び第2号被保険者。

② 利用定員：1日10名（事業変更まで）

③ 利用決定

まず、ご本人、家族ともに当事業所を見学し、事業所のスタッフとの面接を行う。見学し

てご本人が利用を希望される場合、ケアマネージャーに利用申込をしていただく。利用希望調査書及び面接見学の様子をもとに、スタッフ、施設長、療法士、医師等と会議の上決定し、ケアマネージャーに連絡、利用決定となる。

④ 利用期限

基本的には、介護保険認定期間となるが、ケースに応じて決定する。

⑤ その他

経営安定のために、95%の利用予定占有率、85%の稼働率を維持する。

(4) その他

- ① 高次脳機能障害相談を、ケアセンターふらっと、ケア相談センター結と連携して実施する。
- ② 事業所の移転を計画・実施する。

(5) 職員研修

常勤・非常勤職員のスキルアップを図るために、年間計画を立てて、事業所内外における研修を行う。

① 福祉事業部内合同・公開研修への参加

腰痛防止研修、移動・移乗、倫理について、画像コンサルテーション等

② 外部研修への参加

管理者研修、虐待防止研修、保健所主催の衛生管理に関する研修、介護保険事業・通所介護事業に関する研修、認知症を理解する研修、高次脳機能障害を栄解する研修、事業所との情報交換研修等へ様々な機会を捕らえて参加する。

③ その他

身体介護技術、利用者のプライバシー保護と個人情報、安全・衛生管理、感染症・食中毒予防、医療関連情報の理解、ヒヤリ・ハットや困難事例の検討等の情報をもとに内部研修を計画する。

(6) 職員体制 (単位：人)

職種	常勤	非常勤
施設長 (管理者)	1名	
介護職員	1名	
相談員 (兼務)	2名	
言語聴覚士		1名
作業療法士		1名
リハビリテーション医		1名
臨時職員 (介護職員)		6名
臨時職員 (運転手) 緊急時は介護職含。		1名

3. ケアステーション連（①介護保険 訪問介護事業、②障害者総合支援法 居宅介護事業・重度訪問介護事業・移動支援事業、③自由契約による事業）

ケアステーション連は、介護保険法、障害者総合支援法、自由契約の3本立てで、利用者や家族の多様なニーズに応じ、住み慣れた地域で、その方らしい自立した日常生活を営むことができるよう支援している。

介護保険法においては、居宅介護計画に基づいた適正な訪問介護サービスの提供を、障害者総合支援法においては、特定相談支援事業者の立てたサービス等利用計画に基づき、区保健福祉センターのケア担当との調整を密にした居宅介護や移動支援のサービス提供を、また、どちらのサービスにも依らない自由契約では、よりきめ細かな対応ができるように努めている。

2015年度は介護保険制度改正があり、地域包括ケアシステム等で福祉の仕組みも大きく変わる。そこで、地域での生活を支えるべく支援してきた経験を活かし、当事者、家族、関係機関等との綿密な連携を図りながら総合的なサービス提供を行う。

また、2015年度はケアセンターwithの移転に伴い当事業所も移転を予定する。

(1) 事業目的

- ① 利用者の心身状況・環境等に応じて、自立した生活ができるように支援する。
- ② 当事者家族・関係機関等との連携をとり、多様なニーズへの対応を行う。
- ③ 利用者のみならず、家族への支援も行う。
- ④ チームケアの徹底を図る。
- ⑤ ヘルパーの質の向上を図る。

(2) 事業内容

- ① 介護保険制度の第2号被保険者及びケアが難しい方を中心とした第1号被保険者への訪問介護員(ヘルパー)派遣事業
- ② 障害者総合支援法によるヘルパー派遣事業：居宅介護、重度訪問介護、移動支援
- ③ 自由契約者に対するヘルパー派遣
- ④ 高次脳機能障害者ガイドヘルパー事業：世田谷区と協働し実践、検討、提言を行う。
- ⑤ ヘルパー同行実習の受け入れ：専門学校等（介護福祉士、介護職員初任者研修）
- ⑥ 協会が実施する介護職員初任者研修の講師を務める。
- ⑦ 世田谷区介護サービスネットワーク、せたがや障害福祉サービスネットに登録し、サービスの質の向上のために、研修の受講、他機関との情報交換や連携を図る。
- ⑧ 地域自立支援協議会(エリア部会)、事業者連絡会等に参加し、情報交換等を行う。
- ⑨ 高次脳機能障害関連施設連絡会に参加する。

(3) 事業規模

- ① サービス提供時間：月 1570 時間以上（目安として、介護保険 370 時間、居宅介護 520 時間、重度訪問介護 300 時間、移動支援 325 時間、自由契約 55 時間）
- ② 提供範囲：世田谷区及び隣接するエリア

(4) 職員研修

2014年度は職員及びヘルパーの資質向上と職務内容のスキルアップを図るために、ヘルパーミーティングにおいて課題を検討するテーマ別研修を行ったり、スキルアップ研修を実施した。2015年度もより綿密な計画を立てて事業所内外における研修を行う。また、研修内容を参加できなかったヘルパーへは、別の機会を設定したり、登録ヘルパー情報誌「連ねっ」とで還元できるようにする。

① 新任職員及びヘルパーの研修

ア. 採用時研修

福祉事業及び協会全体に関するオリエンテーション、福祉制度、サービス提供の手順と記録について、待遇・基本マナー

イ. テーマ別研修

身体介護技術、緊急時の対応方法、利用者プライバシー保護と個人情報、ヒヤリ・ハットや困難事例の検討、高次脳機能障害、認知症、障害者及び高齢者の虐待防止、安全・衛生管理、皮膚トラブル等

ウ. 同行研修

② 現任職員及びヘルパーの研修

ア. テーマ別研修

スキルアップ研修、身体介護技術、緊急時の対応方法、利用者プライバシー保護と個人情報、安全・衛生管理、感染症・食中毒予防、医療関連情報の理解、ヒヤリ・ハットや困難事例の検討、高次脳機能障害、認知症、障害者及び高齢者の虐待防止、皮膚トラブル等

イ. 同行実習

③ 福祉事業部合同・公開研修

成年後見制度、メンタルヘルス、虐待防止、パワハラ・セクハラ、救命救急、プライバシーと個人情報、人権・倫理、画像コンサルテーション、外部講師を招いての研修等

※ この他、定期ミーティングにおける学習会、事例検討、外部研修への参加等、様々な機会をとらえて実施する。

(5) 職員体制 (単位：人)

職 種	常勤(人)	非常勤(人)	資格等
管理者	1		介護福祉士
サービス提供 責任者	4		管理者兼務者 (1名) 介護福祉士 (3名)
訪問介護員		32	介護福祉士(7名)、介護職員初任者研修終了者(ヘルパー2級)(21名)、高次脳移動支援従事者(29名)

(6) その他

① 防災マニュアルの検討・作成を引き続き行う。

② 資格取得(介護福祉士・社会福祉士)のための援助。また、幅広い能力と知識・技術向上

のためのより多くの研修・研究事業への参加を行う。

- ③ 特定事業者加算の導入、登録ヘルパー賃金改定、自由契約の料金改定等の検討を行う。
- ④ 事業所自体の中・長期の課題を整理する。

4. ケア相談センター結（介護保険 居宅介護支援事業）

ケアセンター結は、当事者の主体性を大切にしたケアマネジメントを展開する。特に、高次脳機能障害を後遺症とする第2号被保険者及び課題をかかえる高齢者を対象に、地域との連携を図り、地域に根ざした相談事業に取り組む。

(1) 事業目的

介護保険法に基づく、要介護認定を受けた利用者に対して、個々の解決すべき課題や心身の状況やおかれている環境等に応じた「利用者によるサービスの選択」と「保健・医療・福祉サービスの総合的・効果的な提供」を行うため、適正な居宅サービス計画及びマネジメントを展開する。

(2) 事業内容

- ① 要介護状態にある対応困難な高齢者及び第2号被保険者に対し、適正な介護計画及びマネジメントを提供する。
- ② 居宅サービス計画の作成を行い、定期的に評価・モニタリングを実施する。
- ③ 介護保険に関する利用申請の代行を行う。
- ④ ケアに関するあらゆる相談、関係機関とのコーディネートを行う。サービス担当者会議における他職種協働の機能を有効に活用する。
- ⑤ 介護保険の認定調査を行う。
- ⑥ 高次脳機能障害専門窓口として、特に介護保険等制度に関する情報提供を積極的に行う。

(3) 事業規模

- ① 居宅サービス計画作成数：介護支援専門員1人あたり約35件。常勤ケアマネージャー1名、非常勤（兼務）2名により、幅広いケースワークが可能な体制をとる。
- ② 介護保険認定調査委託契約数：1ヶ月あたり3件以上を目標とする。
- ③ 世田谷区及び隣接するエリア。

(4) 職員研修

サービスの質の向上や職員の資質向上、適切な事業運営を図るために職員研修を行う。

- ① 内部研修
 - ア. 新任採用時研修：基本的な接遇・マナーの理解、リハビリテーション医療の基礎知識
 - イ. ケースカンファレンス（新任・現任）
 - ウ. 普通救命救急、メンタルヘルス、感染症、腰痛予防、ひやりハット
- ② 外部研修（新任・現任）

介護事業者支援研修会、サービスの苦情相談研修会、世田谷区地域事業者交流会、世田谷区ケアマネジメントにおける医療と福祉の連携研修会、高次脳機能障害関連研修、認定調査員研修、脳損傷者ケアリング学会研究部会への参加

(5) 職員体制 (単位：人)

職種	常勤
管理者 (介護支援専門員)	1
介護支援専門員 (兼務)	2

5. 世田谷地域障害者相談支援センター (障害者総合支援法 地域生活支援事業)

2013年度に世田谷区より委託を受け、新規事業として世田谷地域障害者相談支援センターを開所した。世田谷地域 (世田谷総合支所管内) における相談利用者・障害者 (児) に対し、当事者の意思及び人格を尊重して常に当該利用者の立場に立った適正な相談支援を行うこと、また、世田谷地域の関係事業所と協力、連携し相談支援体制の強化を図ることを目的としている。

具体的には、障害者あるいは高齢者等が、様々な悩みを解決するにあたり、制度、行政の窓口によって分かれることなく、身近に相談できる場として立ち寄り、問題解決の糸口を見つけだすとともに、同じ課題をかかえる仲間同士が繋がることのできる「場」として取り組んでいく。また、事業の運営については、障害当事者やボランティア等が主体的に担い「繋がる」「癒される」「活性化する」場があることで、単なる点として地域の福祉事業相談に留まることなく、面としての地域社会全体の福祉が深まっていくことを探求し続けていくことを目指して事業展開を行う。

(1) 基本方針

- ① 障害の種別なく相談者のニーズを受けとめ、気持ちに寄り添った支援を実施する。
- ② 専門性を活かし相談者への適切なアドバイスと情報提供を行う。
- ③ 当該エリアにおいて地域に根ざした「顔の見える支援」を実施する。
- ④ 世田谷地域の関係事業所と協力、連携し相談支援体制の強化を図る。
- ⑤ 障害者 (児) あるいはその家族の人権を尊重した支援を行い、その権利擁護に関する相談に応じる。
- ⑥ 担当職員のスキル向上を常にはかるため、世田谷ボランティア協会福祉事業部の研修計画に沿って研修を実施する。
- ⑦ 地域包括ケアシステムを見据え、保健福祉課と協働しながら地域事業所 (あんしんすこやかセンター、出張所、社会福祉協議会等) あるいは、ボランティア・NPO等の区民と連携をはかっていく。

(2) 事業計画

基本方針に基づき、相談者への適切なアドバイス、情報提供、地域に根ざした支援が行えるよう、行政、医療、福祉、地域市民と連携できるような仕組み、「ともに考える機会」を作

ていく。フォーマル、インフォーマルの枠組みを超えた社会資源の開拓、開発、つながりの中から生まれる支え合う仕組みづくりを目指し、事業関係者と話す会、講座、シリーズ研修会の企画等を実施する。同時に世田谷地域障害者相談支援センターについて、あらゆる人に理解と周知が得られるよう、パンフレットの配布、ホームページの公開を行っていく。2014年度に引き続き、運営委員会を設置し、外部から障害当事者、市民、医師等に参画いただき事業の内容を検討、構築していく。

また、独自の取り組みとして地域包括ケアシステムにおける世田谷地域障害者相談支援センターの役割も見据えながら、障害、年齢の垣根なく立ち寄り、既存のサービスにつながるものが難しい方も含め、つながることができる場（話す、集う、居場所）の形成、事業展開を目指し、区民、関係事業所等と検討していく。

(3) 研修計画

福祉事業部研修計画に沿って実施する。

(4) ボランティア・市民活動推進部との連携

ボランティア・市民活動推進部と連携した新たな相談のあり方を提案していく。

(5) 人員配置（単位：人）

職種	常勤	非常勤	資格等
管理者（専従相談支援専門員兼務）	1		社会福祉士
専従相談支援専門員		1	精神保健福祉士
事務（兼務）		2	

IV. 組織推進

協会は世田谷区の地域ニーズに目を向けた、多様な活動を開拓し展開するという基本的な姿勢に立ち、組織体制の充実を図る。また、協会の各事業間の情報共有と一層の相互連携を進める。

重点目標

(1) 組織運営の活性化

2014年度には、評議員会・理事会での上半期事業報告において、新たな試みとして各部共通の様式で重点目標の進捗状況と評価をまとめて報告した。2015年度は、役員等の方々の意見を一層事業に反映できるよう、事業計画案を早めに提示し、協議の場を設ける等の取り組みを行う。また、各部と協力して、「おたがいさま bank」の参加拡大を図るとともに、様々な協会事業の運営に参加するボランティアを増やし、協会の次世代を担う人材育成につなげることにより、組織運営の活性化を図る。

(2) 協会支援者の拡大と自主財源の確保

協会では、2013年度に寄附金の税額控除対象法人の証明を受け、寄附金を受けやすくなる環境整備ができた。2014年度は、「ささえる会」と協議しつつ、寄附者拡大の新たな方策を検討した。2015年度は、これまでの検討を実施に移し、寄附金に関する新たなリーフレットの作成等、自主財源の確保に向けて取り組む。

(3) OJTの実践と職員研修のルールづくり

世田谷区におけるボランティア・市民活動と福祉サービスの一層の推進を図るために、協会の職員の能力を向上させる職員研修は重要な要素である。2012年度には、職員研修の準備計画書を作成し、2013年度から職層別研修やOJT（日常業務の中での人材育成）研修等、組織面の強化につながる研修を進めてきた。2015年度は、OJTを協会全体で意識して実践できるよう、各部と協議しながら取り組むとともに、職員研修の計画づくりやのルールづくりを進める。

(4) 新中長期計画の策定

協会では、2008年に第三次中・長期計画を策定している。それから7年が経過し、協会を取り巻く社会情勢と課題が大きく変化している現状を受け、2016年10月の協会設立35周年を完成の目途として、新たな中期計画（5年間）の策定作業を2015年度から開始する。

1. 組織運営

理事会・評議員会・常任理事会のほか、必要に応じて委員会を設置して事業及び財務等について審議、検討を行い、円滑な法人組織の運営が図れるように、連絡調整を行う。

(1) 理事会・評議員会の開催

協会事業及び財政等、運営全般について審議し、事業推進のうえでの意思決定・諮問機関である理事会及び評議員会を、年に数回開催する。また、理事及び評議員の意見を、協会事業に一層反映させるため、次年度事業計画の策定スケジュールを従来よりも前倒しし、年度途中の理事会及び評議員会で次年度事業計画の方針案に関する協議の場を設ける等の取り組みを行う。

(2) 常任理事会の開催

協会の日常業務及び事業推進の円滑化のため、理事長、副理事長、常務理事、事務局長、部長等で構成し、日常的な事業運営について定期的に協議の場を設け、事業の推進に当たる。

(3) 部長会の開催

各事業間の情報共有と事業執行上の課題を協議するため、事務局長、各部長で構成し、定期的に開催する。

(4) 衛生委員会の開催

労働災害の防止と快適な職場環境の整備を図り、職員の安全と健康を守るために、衛生委員会を定期的に開催する。また、安全衛生に必要な研修や健康診断、産業医による職場巡視等を行う。

(5) 協会の運営を担うボランティアの拡大と組織の活性化

各部と協力し、地域の活動グループ・団体に対して、現況調査と「おたがいさま bank」のPRを行うことにより、様々な活動者とのネットワーク化と、「おたがいさま bank」の参加拡大を図る。それとともに、現在、災害ボランティアセンターにおいて運営委員の増員を進めているように、協会の様々な事業運営で新たにボランティアによるタスク・チームを設ける等、ボランティアが中核となる活動機会を増やし、協会の次世代を担う人材育成につなげることにより、協会組織の活性化を図る。また、インターンシップ・プログラムのルールづくり等、企業人や学生のインターンの受け入れ体制を整備する。

(6) 新中期計画の策定

地域包括ケアを始めとした社会福祉制度の改革等、協会を取り巻く社会情勢と課題が大きく変化している現状を受け、2016年10月の協会設立35周年を完成の目途として、新たな中期計画（5年間）の検討委員会を設置し、2015年度から策定作業を開始する。

2. 事務局運営

協会が社会福祉法人としての組織基盤づくりを行い、新たな事業を開発し、民間ボランティア活動推進機関としてより一層の責務を果たすために、効果的な事務局運営に努める。

(1) 各部との統合調整

各部が事業計画づくりや中間評価、年度末の事業報告等を円滑に行えるように、タイムスケ

ジュールを明確にし、計画・実施・評価（PDS）の進行管理等の総合調整を的確に行う。

(2) 職員・スタッフ研修の充実

① OJTの実践と検証

職員個々の力と組織力を高めていくために、on the job training=OJT（日常の業務の中で人材育成）を協会全体で意識して実践し、部長会等で定期的に検証していく。

② 職員研修のルールづくり

部を跨いだ研修チームを設置して定期的に会議を開催し、各部の研修が偏りなく行われるように職員研修の計画づくりやルールづくりを進める。また、組織運営等、協会職員全体を対象とした研修のメニューを、各部と調整しながら作成する。

③ 伝達研修と研究発表の奨励

外部研修に参加した職員が講師役となり他の職員へ研修内容を伝える伝達研修を奨励し、研修効果の向上を図る。また、実施事業や日々の活動の成果等を外部へ発表する機会を奨励し、そのために各種の研修集会等の情報を収集し、提供する。

④ 成果物の開発

2014年度にボランティア・市民活動推進部では「避難所における困りごと事例と解決のためのヒント集」を発行したが、協会のこれまでの事業実践の経験や蓄積を、2～3年に1点、冊子等の成果物としてまとめることを目標に、次の成果物の候補等を各部と協議して調整を行う。

(3) 規程類の整備

現行法令に則って、規程類が整備されているかを精査し、改善する。

3. 財政運営

(1) 協会支援者の拡大と新たな財源の確保

民間ボランティア活動推進機関としての役割を果たし、先駆的、創造的事業を展開するためには、安定した財源の確保は不可欠である。基本的運営費については行政の支援を得つつ、区民への公共的役割を果たし継続して諸事業を行うために、適切な受益者負担を求めるとともに、協会支援者の拡大を図り、自主財源の確保に努める。

① 寄附者の拡大と収支改善計画の作成

協会の諸事業の中で、ボランティア・市民活動推進事業は、協会支援者からの寄附金やバザー売上等が、自主財源の中で大きな割合を占めているが、年度によっては、事業運営に必要な金額を満たすことができていないのが現状である。2015年度は、協会の事業内容や財務状況を分かりやすく説明したリーフレット等を作成し、「ささえる会」とも協力して、協会への寄附者の拡大に取り組む。そして、2018年度までの3年間を目途に、安定して収支バランスのとれた財務状況に転換できるよう、収支改善計画を作成する。

② 補助金の獲得

民間の助成金等に関する情報を収集し、研究事業や新規事業等で助成金を獲得できるよう、各部と協力して取り組む。

③ 基本財産の保護と運用

金融情勢を見据えつつ、協会が保有する基本財産や、その他の財産について保全を図りつつ効率的な運用に努める。

(2) 区の補助金の効果的な運用

協会活動に対する世田谷区の財政的な支援に応えるため、区民のニーズを的確に把握しつつ、各部と協議して、諸事業の質と量の向上を図ることで補助金の効果的な運用を行う。